

〔コメント〕

万葉集の地名

—金坂清則報告によせて—

服部昌之

I. 万葉集の地名

万葉集は仁徳期の5世紀から奈良時代の天平宝字3(759)年にわたる、前後3世紀という長期間に作られた歌を掲載する。日本における古代国家形成期にあたる時期である。このなかには膨大な量の地名が詠み込まれていて、古代日本の地理を考えるための重要な情報を提供する。

総数4516首を数える短歌・長歌・旋頭歌にあらわれる地名、および数多くの題詞と左注にみえる地名は、概算すると2813にのぼる。この数字には各巻の冒頭にある目録にみえる地名は除外しており、また同じ地名が重複して歌詞・題詞・左注に表われても、別々に数えている。

概算としたのは、万葉集の地名は普通名詞とまぎらわしいものが多いからである。例えば志貴皇子の巻8-1418歌「石ばしる垂水の上のさ蕨の」とある垂水は、特定の場所を指すのか、それとも流れる滝水という普通名詞なのかという問題があるが、大阪府吹田市垂水にある式内社垂水神社付近とみなされている¹⁾ので、それに従って地名とした。しかし概算とはいえ総数2800あまりというのは、日本書紀・続日本紀の地名項目の1315と883(いずれも重複なし)²⁾に比べて遜色ない量であり、歌に詠まれた内容とともに、古代人の地理認識や古代日本の地域的状況を考究するにあたって、貴重な情報を伝えてくれる。

II. 国——地域と景観

万葉集の地名の有り様をみて、特定の土地に多くの異なる地名が集中することに注意したい。奈良平

城京の東側にある春日、吉野宮のある吉野、三輪山西麓の巻向、三輪山南麓の初瀬川が奈良盆地に入る直前の河谷に位置する泊瀬、飛鳥川上流域の明日香、難波京や難波三津付近の難波、住吉津・住吉神社付近の住吉などがそれである。これらの土地について多くの歌が詠まれ、多くの地名が登場するのである。

具体的に春日、吉野、住吉の3つについて示すと、春日では春日里、春日野、佐保、三笠、高松野、高円、高円野、獨高、細谷川、佐保川、率川、能登川、宜寸川、春日山、三笠山、阿保山、羽易山、高松山、黒髪山、高円山などの地名があり、吉野では吉野宮、吉野離宮、蜻蛉宮、秋津、秋津野、六田、蜻蛉小野、吉野川、秋津川、夏夷河、六田川、弓絃葉御井、耳我嶺、青根嶽、御金嶽、吉志美嶺、高城山、三船山、水分山、象中山などである。また住吉(墨之江)には、住吉里、住吉御津、名児浦、得名津、出見浜、浅鹿浦、朝香潟、敷津浦、浅沢小野、遠里小野、四極、四極山、血沼、血沼海、あられ松原住吉、住吉野木などの地名がみられる。

列挙した地名は、「住吉の敷津浦」「住吉の得名津」のように、住吉と呼ばれる土地にあることが明確なものがあるが、すべてがそうではない。したがってこれらの地名を、個別にその位置を厳密に比定し、春日・吉野・巻向などと呼ばれる土地のひろがりどこまで及ぶのかという問題と関連づけて検討しなければならないが、ここではそこまで立ち入らない。しかし春日・吉野などの土地と関わる歌、題詞、左注に表われる地名を拾いあげているので、これらの地名が春日・吉野などの土地の範囲内かその周辺にあって、吉野・住吉などの土地を構成するもの、な

いしそれに準ずるものと考えてよいであろう。

これら多くの地名が集中する春日・吉野などの土地に関して、「国」の言葉があてられることがある。吉野の国（巻1-36）、隠口の泊瀬の国（巻13-3310）、隠口の泊瀬小国（巻13-3311）、押し照る難波の国（巻6-928）である。住吉については、撰津国風土記逸文に「真住み吉し住吉の国」とある。春日、巻向、明日香については、国と記す史料はないが、日本書紀綏靖2年条に「春日県」がみえ、県は国と同じ意味内容の用字と考えられる。

これらの国は、律令国家の地方行政組織である令制国とは違っており、前述の吉野の国の歌の前段に「天の下に国はしも多にあれども」とある国である。巻14-3426歌にある「会津嶺の国」は、多くの歌や地名が詠まれてはいないが、春日・吉野などの国と同様にみることができる。その国は、柿本人麿や山部赤人が「山川の清き河内」（巻1-36）、「疊づく青垣隠り川波の清き河内」（巻6-923）と吉野の国を詠んでいるように、山、川、海と平地が一体となって地勢的なまとまりがある土地であり、さらに「神柄か 貴くあるらむ 国柄か 見が欲しからむ 山川を清み清けみ うべし神代ゆ 定めけらしも」（巻6-907）とあるように、共通の歴史を担った「地域」としての内実と、景観としての統一性をもつ場所であったと解される。

こうした特質を有する土地としての「国」の用字は、7世紀後半から編成された地方行政単位のなかで、国制として採用された。この令制国についても、「玉藻よし 讃岐の国は 国柄か 見れども飽かぬ 神柄か ここだ貴き 天地 日月とともに 満りゆかむ 神の御面と 継ぎて来る」（巻2-220）とみえるように、類似した地域認識が示されている。

III. 風土——環境

万葉集の歌詞にとりあげられる自然は驚くほど多様であるが、自然を詠った歌詞と関連して、「風土」の語が大伴家持によって二度使われている。

「あしひきの山も近きを霍公鳥月立つまでになにか来鳴かぬ」（巻17-3983）

「玉に貫く花橘を乏しみしこのわが里に来鳴かずあるらし」（巻17-3984）

「君が行もし久にあらば梅柳誰とともにかわが纏かむ」（巻19-4238）

この3首について、前2首では「霍公鳥は立夏の日に来鳴くこと必定す。又越中の風土、橙橘のあること希なり」、後者では「越中の風土にしては、梅花柳絮は三月に初めて咲くのみなり」と、それぞれ左注がある。初夏を告げるほととぎすは、越中では夏の到来が遅いため、「立夏四月、既に累日を経れども、しかも由し霍公鳥の喧くを聞かず」であり、また越中は柑橘類が少なく、さらに春先に開花する梅の花と柳の花も遅れて3月になってからであるというのである。ほととぎす、柑橘類、梅花、柳花などに関連づけ、奈良・大和と対比させて越中の風土が把握されているといえる。

この風土という言葉は、8世紀前半に作成された風土記の「風土」とどう関わるのであろうか。国別の地誌書の体裁をとる風土記は、続日本紀和銅6（713）年5月2日条によれば、郡郷名の表記の改正、銀銅彩色草木禽獸魚虫の種類、土地の沃瘠、山川原野の名所の所由、古老相伝の旧聞異事の報告が求められている。もっとも、現存の風土記は、これら各項を網羅しているのではなく、山川原野の名所所由と古老相伝の旧聞異事が中心であるが、地誌的内容であるのは確かである。しかし風土記が当初から風土記と呼ばれた証拠はなく、平安時代に入った9世紀にこの称が使われ、延長3（925）年に改めて撰進が各国司に督促された時は風土記と明記される。

この風土と風土記については森鹿三の論考³⁾がある。それによると古代中国において、風と水に関わる風気、風俗、水土などの概念が有機的に結合されて風土という言葉が生まれ、風土の気、すなわち季節の循環に対応する土地土地の自然の生命力という意味の風土が、2世紀頃に一般化した。また2世紀

後半に風土記の名を冠する最初の地理書として、盧植の冀州風土記が出現し、さらにそれ以前から、周礼の方志や四方志など、官撰・私撰の地方志がさかんに作成されていた。それらが日本に伝わり、8世紀初めに地誌書撰進となり、奈良時代には「ふうど」という中国伝来の発音のまま、風土の言葉が定着していたとされている。

大伴家持が万葉集で使った「風土」の用語は、気候・鳥獣・植生などの自然条件からみた大和と越中が、比較対比されていることから、森鹿三指摘の古代中国における風土の概念そのままに、気候条件と対応する土地土地の自然の生命力という意味を有することが明白である。したがってこの風土は、現代では環境の言葉に置き換えられるものと考えられる。

IV. あづま——古代の地域問題

万葉集巻14の東歌は、上総、下総、常陸、信濃、遠江、駿河、伊豆、相模、武蔵、上野、下野、陸奥の12国にわたり、巻頭に東歌と題して総まとめされて、国別に歌を配列するという他巻にみられない特異な編集方針で貫かれていること、またその歌詞が巻20に収められている東国出身者による防人歌とともに、発音、音韻、文法において大和地方と異なる言葉であることが、早くから注目されてきた⁴⁾。またその東国の歌では、現在の関東・東北地方、信濃・甲斐・駿河・遠江の地方、および飛騨・美濃・尾張・三河の地方という3つの地方が、言語上それぞれの特徴を示し、とくに関東・東北地方の言語が最も濃く方言色をもつとされている⁵⁾。

東国の言語の特徴と関連するのが、東国にかかる枕詞「鶏が鳴く」である。日本古典文学大系本は、この枕詞が万葉集に初めて登場する巻3-382歌について、「東国の言葉は、新付の民の言語として低く見られていた。殊に、母音の体系が大和地方と異なっていたので、その言葉は大和地方の人々には、曲った言葉のように聞えたので」「トリガナクという枕詞が東にかかることになったのである」と、補注を加

えている⁶⁾。地名にかかる枕詞は「そらみつ大和」「玉藻よし讃岐」「神風の伊勢」など、一般に呪術的な誉め言葉となっているなかで、「鶏が鳴く」は特異である。奈良時代までの東国の文化を、大和人が異質なものと意識し蔑視していたことを、この枕詞は明白に物語っている。

万葉集に詠まれた「鶏が鳴く東国」は、美濃・伊勢・伊賀から陸奥に至る広域な地方に相当する。この東国は防人徴発の国でもあり、万葉集巻20には天平勝宝7(755)年の遠江、相模、駿河、上総、常陸、下野、下総、信濃、上野、武蔵の10カ国出身者の防人歌84首が収められている。東国は律令国家の防人制を担う軍事力の国であり、壬申の乱において大海人皇子側が東海・東山軍を動員していること⁷⁾も、そのことを示している。また7世紀中葉から奈良時代にかけて、蝦夷の地である東北地方に対しての軍事的制圧と経営のために、中央政府が送りこんだ騎兵・鎮兵・兵士・役夫・兵器や、柵戸・浮浪人などは、坂東八国など東国の国々から徴発され選ばれている。

万葉集、記紀、続日本紀、常陸国風土記などの史料に表われるあづま、東国、坂東、関東、以東国、東方国などについては、これまでその範囲や地域性に関する多くの意見があり、最近では荒井秀規が既往の諸説を整理し検討している⁸⁾。国郡里制で代表されるように、中央集権的な律令国家による統一的な体制の下ではみえ難いが、枕詞に象徴されるような大和人による東国観の問題を含め、古代日本における東国と西国、東北日本と西南日本という地域問題は、追求すべき重要な研究課題である。

(専修大学文学部)

〔注〕

- 1) 高木市之助など校注(1959):『日本古典文学体系、萬葉集二』岩波書店、283頁。以下、本稿でとりあげる万葉集は、すべて同書一〜四による。
- 2) 六国史索引編集部編(1969):『日本書紀索引』

- 吉川弘文館，同編（1967）：『続日本紀索引』吉川弘文館により計算。
- 3) 森 鹿三（1948）：風土記雑考（立命館大学地理学研究室編『日本の風土——その地理学的研究——』大八洲出版）183～199頁，森 鹿三（1970）：東洋史研究 歴史地理編『東洋史研究会』348～361頁に再録。
 - 4) 関 和彦（1994）：総論 古代東国の民衆と社会（関 和彦編『古代東国の民衆と社会』名著出版）11～25頁。
 - 5) 前掲注1) の日本古典文学大系『万葉集 三』における校注の覚え書三「東国の方言について」31～39頁。
 - 6) 前掲『万葉集一』，344・345頁。
 - 7) 日本書紀，天武元年6月26日条。
 - 8) 荒井秀規（1994）：「東国」とアヅマ——ヤマトから見た「東国」——（関 和彦編『古代東国の民衆と社会』名著出版）27～68頁。